

時事新報

第三千三十二號
 明治廿四年五月廿七日 水曜日
 舊曆辛卯四月二十日 (癸丑)
 日出版四時三十分
 月入金四時三十分
 日入金七時五十分
 月入金七時五十分
 日入金七時五十分
 (西曆一千八百九十一年)

時事新報の石版附録

板垣伯の肖像

時事新報の石版附録として、板垣伯の肖像を掲載する。板垣伯は、日本の歴史に重要な役割を果たした人物である。この肖像は、板垣伯の真実な姿を写し取ったものである。新報に添へて讀者に配布す。

時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價
 送送料廣告料ハ左ノ如ク
 一枚二錢〇〇一月前金五十錢〇三月前金一圓五十錢〇六月前金三圓〇〇
 〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
 四月十五錢ノ送送料ヲ申付テ

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四行	一日限	一日以上	七日以上
一行	一	十二	十一
			十
			五

移住日本人の評判

我國民中の幾部分をして成るべく海外に移住せしめざる可らず移住行はれば斯國危しとは我輩の常に心を用ひて論ずる所にして世間の趨勢も漸く自然の必要に促されたるものか近來に至りて移住、殖民論は往々人々の囁く所となり前途の希望また敢て空しくならざるの色あるが如きは聊か以て慰むるに足るとなれども今の海外移住は無人の偏國を占領するに非ずして死も角も第一着他國の域内に寄食せざるを得ざるとなればツマリ他人を對手の相敵にして必ずしも自家の意の如くするを得ず若し先方の都合によりて我來住を禁絶するところには於ては空しく天の一方を眺むる計りにして復た奈何とも爲す可らず支那人の米國に排斥せられたるが如きは即ち其適例にして遷に移住々々云ふも雖も既に自他の關係の存する限りは之を絕對無異の方便とせずと能はざれば我國にても移住のます必要あるに隨ひ大に愛に留意する所ありて彼の支那人の遷移を踏さざるの工風頗る肝要の事あるべし蓋し移住は我立國の爲めに一條の血路とも云ふべきものにして萬一その路の杜絶せらるるに於ては我輩は復た國家生存の爲めに施すべき他策あるを知らざればなり是即ち我輩が熱心に移住の必要を説くと同時に他年却て先方より拒絶せらるる勿らんことを注意する所以にして特に世論の漸く海外に着目せんとするに際し吾を定め併せて又彼を定めんとするの微意に外ならず海外諸國に在留する我國人は大抵その國人民の親愛を受けるものなるや、日本人の評判は果して如何と尋ねるに未だ移住者の數も多からざるが故に格別の好悪なきが如くあれども其親愛せらるる者は最も深く親愛せらるる其親愛せらるる者は又痛く厭惡せらるるの有様にし

て概して之を云へば厭惡せらるる者は多く親愛せらるる者は少く遺憾ながら一般に不評判なりと云はざるを得ず果せる哉東洋の各港に於ても日本人と云へば鄙陋なる人種と見做されて一の信用なく米國に於ても日本人の移住に頭税を課するの議さへありしと云ひ其他諸洲に於ても概して黃人種を厭惡して土地の所有を許さざらんとするの傾向ありと云へり蓋し諸洲の土地所有權を黃人種に許さずと云ふ其目指す所は彼の支那人にして日本人には非ざるべしと雖も米國あり東洋の各港あり日本人の評判宜しからずとのみと云れば今後如何なる時運に際して日本人も遂には其所謂黃人種中に計へらるるものと云ふべきを期す可らず凡そ是等の事情を觀れば前途痛心の限りと云ふべし或は政府にても其邊に心付きたるか近來は外航人取締の規則を嚴にせん杯との議論あるよしあれども今日に至りて外航取締は事の末にして實際に益なきのみならず之を取締りて果して効を奏するももあらば即ち日本人の海外に出るを禁ずる姿にして移住獎勵の本旨は既に已に斷絶したると云はざるを得ず左れば今在外日本人の不評判に心付きて之を挽回せんとせらば先づ其不評判ある所以の原因を吟味して之に處するの法を講ずるを智者の事かれ抑も我開國以來外國に移住したる者又今日渡航移住を企てる者は如何なる種族の人あるやと尋ねるに其多數は概して赤貧無恥の男女にして國內にありては身を置くに所なく俗に謂ふ食語者の果として異邦殊域に流寓漂泊する輩なれば鄙陋なるあり好悪あるあり狂暴不人の者あるべきは固より必然のものと云ふべし業に就き人に雇はれても唯その土地の邪魔となり他の感情を害する計りにして勢、延いて日本人全體の價を下落せしめざるを得ず斯る種族の續々渡航する今日に際し何とて他國人の親愛を受け其好評を博するを得んや其不評判は固より後期す可き所あれども退て日本國民の全體を見るべきは決して無類の匪徒にあらず否な、其品格の高尚優美なる當に東洋に冠たるのみならず歐米人の右に位するの事實は夙に讀者の許す所あれば此國民を率ゐて海外の移住を企て獎勵の法その宜しきを得るに於ては從前の惡評を一變する亦敢て難きにあらず彼の支那人と同様に視做されて排斥せらるるが如きは萬々ある可らざるものと我輩の確信する所にして是は何故に無類の男女のみ海外に渡航するや、他の親愛を受くべき相應の日本人は如何にせば移住を思立ちて從來の汚辱を一洗すべきやを願ふのみ如何と云へば前に述べたる如く同じく移住者の中にも深く親愛せらるる者あり非ずして其萬綠叢中の紅一點を恰も能く我國人を代表する者あればあり (未完)

○東京市公園地規則追加ノ件市會ノ決議ヲ經東京府知事ノ許可ヲ受ケテ左ノ通之ヲ定ム
 東京市會
 明治廿四年
 五月廿六日
 東京府知事侯爵蜂須賀茂韶

東京市規則第二號
 東京市公園地規則第九條ニ左ノ但書ヲ加フ
 但書 公園地ノ分劃シテ遊歩道トシテハ常設ニ顯出許可ヲ受ケルヘシ
 東京市規則第二號
 東京市公園地規則第二十二年八月五日抄
 第九條 公園地ノ取拂フ命ヲ受ケル者ハ使用地ノ返納スル者ハ一切ノ建物等ヲ取拂フ地所ヲ元形ニ復シ其旨當國ヘ提出檢査ヲ受ケルニシテ之ヲ認ムルハ當國ニ於テ直ニ施行シ其費用ヲ負擔セシムルヘシ

雜報

○長野縣移轉論騒ぎの詳報 信州松本に於て移轉論派が廿三、廿四の兩日に暴行したる事件の詳報は既に昨日の紙上に記し置きたるが今上田ある本社通信員の報道し来る處を見るに左の如し
 松本に於ける移轉論派は多年の希望容易に成就し難きを察し失望の餘り終に今回の暴舉に及びたりとも其暴行を企つるに至りし近因は本年の初會で長野警察署長たりし川俣直之氏(鹿兒嶋縣士族)が松本に赴きて移轉派に投じたるより同派の運動は俄に活潑となり演説會も頻りに開きつゝありし處去る四月一日の夜川俣氏が移轉派演説會に出席の途次何者にか毆打されたる當時松本警察署長相澤氏が川俣氏を擁護して同僚たりしにも拘はらず傍らを通行しつゝ知らざる爲して救はざりしは第一人民保護の職務に背き(第二)友誼に欠けたる不親切の行ひなりとの説を爲すもの顯はれ殊に同夜の演説會に於て川俣氏が立腹のあまり此事をも併せて演説するや聽衆は一時に騒ぎ立ちて煙草盆、火鉢などを監の警官席即ち相澤署長の居場所目掛けて投げつけ一場の紛擾を惹き起したる其時より警官と移轉論者とは相疾視するに至れり而して其後は警官に對し種々の風説を云ひ觸らす中にも相澤署長が川俣氏を救はざりしは非移轉の張本長野町民より頼まれたる内情あるがためなり杯と云ひ傳へ遂には此毆打は長野の壯士を呼び寄せて相澤署長が旨を含めてなされしめたるものあるべしとせしめし説を流布するものさへ生じ來りて移轉派の激昂一方ならず以後密々相談の末到底一の騒擾を企てざれば移轉の目的を達するも能はざるべきに依り先づ警察署及び郡衙を襲ふて當該官吏を打殺し以て大に人心を引き立つべしと評議頭に一決し其方法として二十四日を期し城山に於て示威大運動會を催し又演説會を開き飲饌の後實行するものと定めたり又茲に川俣氏が如何にして斯く移轉派に結ぶに至りたるかを尋ねれば氏が長野警察署長の地位を失ふに至りたるは昨年の通常總會の移轉論の起る時にして氏は在職中毎に移轉論に加擔し縣會議員小山鐵見氏毆打事件裁判の折も長野の有志者が壯士を使用して斯く毆打せしめたりとの報告を檢事にあしたるより氏の評判益々惡しく終に免職となりたれど其愈々職を失ふや松本に至りて移轉派に投じ移轉派の多數は之を歡迎して仲間の重立ちたる一人とあしたるもの如し
 以上の關係にて移轉派の乘機は益々募り來り遂に前記の如く容易からざる企を遂に至りしが其事早くも其筋の探知する所となり菅谷松本町長は電報を以て縣知事の召喚を受け運動會の企、穩當ならざる事に付懸念あり又相澤松本警察署長を岩村田に轉勤せしめ上田警察署長中川四郎氏を松本に轉せしむる杯縣廳にても充分警戒する處ありしに付移轉派も俄に機を變じ廿三日の夜演説會を開き暴論暴言幾んど盡さるるや有様なりしも中川新署長は從容として臨陣し無事に経過せしめんと計り十名の巡查を反對に出で奮るも亦かを發して左右しには巡查の一場の慘狀を了たるのみあ居るものもあ氏にあらざるを引くものあり馳せ歸りたり五六名の指揮け瓦礫を投じなく遂に同署署長も今は是すや十數名のり酒上の喧嘩も次第々七氏何れも輕に負傷したり郡長の私宅に此事あるを前此の趣を警察署ばかりを保護なく暴徒は引て思ひくりに鏡を打ち振さり警察署は斷々聽き入れず二十四日午後尚餘飲し居輕かりしが上は此警報に接を派遣せしよしからん而して速手當し長野川俣審判事廳せしは二十四警察署長、吉田查を隨へ共に上山檢事正屬一名を隨直に松本に向後十時までには委細は後便以上は上田より之ど大同小異場に於て前岩の如く面しび二十四日の如し

○信州松本のに於て分縣行あり引續長(居宅を襲て亂暴を働さみならず人民